平成25年3月27日

高知労働局長　櫻井　惠治　殿

高知県労働組合連合会
執行委員長　田口朝光

最低賃金の大幅引上げと委員の公正任命を求める要請

日々、法令に基づいた労働条件順守・監視で国民生活の安定・向上に向けた取り組みに、心より敬意を表します。

さて、昨年の勤労者の平均賃金は、1990年以降で最低となりました。1997年と比較しても、年収は約70万円も減少しており、デフレからの脱却は国民全体の願いとなっていました。昨年末に発足した安倍政権は「デフレからの脱却」を掲げ、金融緩和政策や大型公共工事を推進しています。春闘期に入り、ローソンをはじめとする大手企業で一時金の増額など、従来には無かった「賃上げ」の雰囲気が市場を覆っており、デフレ脱却が目前であるかのように、マスコミでも報道されています。

ただ、現実には「賃上げ」の対象者は正規労働者であり、今や35．5％にものぼる非正規労働者はまったく恩恵を受けていません。非正規労働者の多くは、年収200万円にもおよばないワーキングプアで、その数もすでに1000万人を超えています。底辺である非正規労働者の賃金・労働条件の引き上げなしには、内需主導の景気回復の実現は達成できません。

それにもかかわらず、 政府は、わずか0．4％の不正受給者の存在を理由として13年度から3年間で約670億円、引き下げ幅で世帯平均6．5％の生活保護基準の引き下げを発表しました。これにより、最低賃金法に明記される『生活保護との整合性』の観点からも、最低賃金への影響が懸念されています。

しかし、本当にワーキングプアや生活保護世帯の増加に歯止めをかけるのであれば、生活保護基準の引き下げではなく、最低賃金の大幅な引き上げが必要であることは明白です。さらに、2010年に雇用戦略対話での「最低賃金の全国平均を20年までに時給1，000円」の政・労・使合意は現在も破棄されていません。合意に基づき、早急に1，000円を目指すことが政府には求められています。

また、全労連四国地区ブロックで実施した最低生計費調査では、25歳男性が自立して生活できる最低生計費は、首都圏や地方であっても差はほとんどなく、月額23万円程度であることが判明しており、昨年の中央最低賃金審議会が出した「目安」がＢランクからＤランクまで一律4円の引き上げであったことからも示されています。

ここで最大の問題となるのは、中小零細企業の「支払能力」です。高知県が脆弱な産業基盤の上にあることは否定できません。長引く不況の中で、一企業の企業努力のみではどうしようもないところまで来ています。「デフレ脱却」が国民全体の合意である今こそ、行政がイニシアティブを発揮し、大企業による下請け・中小企業への「買いたたき」の規制と中小零細企業支援の徹底を図らなければなりません。賃金抑制でなく賃上げで経営基盤の強化が必要です。

以上の点を踏まえ、以下の通り要請いたします。

記

１．最低賃金について、以下のように改善してください。

①２０１０年に雇用戦略対話で合意された、「最低賃金の全国平均を２０年までに時給１，０００円」を順守し、早期１，０００円を目指し、計画的に最低賃金の引き上げを行ってください。

②生活保護の引き下げに左右されず、セーフティーネットしての位置付けを明確にし、ワーキングプアなど働く低所得者層の救済を目的に審議を行ってください。

③地域間格差を縮小させるような「目安」を答申するよう、政府並びに中央最低賃金審議会へ働きかけるとともに、高知地方最低賃金審議会においても、格差を縮小させるよう最低賃金の大幅な引き上げを行ってください。

④専門部会を全面的に公開すること。

２．全国一律最低賃金制度の実現へ向け、政府並びに中央最低賃金審議会へ次の点を働きかけてください。

①日額、月額設定を復活させ、全国一律最低賃金制度を確立するための準備を行ってください。

②最低賃金を、年金支給額、下請け単価、業者や農民の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマムの基軸にしてください。

３．最低賃金引き上げへの理解を得るためにも、中小零細議業への経営支援策を抜本的に強化するよう政府に働きかけてください。

４．最低賃金審議委員の選出については、客観的で公正な任命を求めます。

①県労連や連合など、労働組合の系統による差別をやめ、平等に審議委員を任命してください。

②２０１１年の選任における客観的根拠を明らかにして下さい。

５．最低賃金違反を根絶するため、労働基準監督官を増員し、監督行政の強化を図ってください。また、その旨を政府に働きかけてください。

以上